



事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 12 日

兵庫県宅地建物取引業協会 御中

神戸市新型コロナウイルス
感染症対策本部

感染防止対策の更なる徹底と注意喚起について（お願い）

平素は、新型コロナウイルス感染症対策に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が発出され、首都圏の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）が緊急事態措置を実施すべき区域として公示されたほか、関西圏においても、兵庫県が京都府及び大阪府と連携し、政府に対して、緊急事態宣言の発出を要請している状況です。

本市においても、新規感染者が長期間にわたり連日多数発生する状況が継続しており、このままの状況が続けば本市の医療提供体制が限界を超えてしまう状況です。

改めて、これまで以上に感染防止対策の徹底にご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 職場における在宅勤務や、ローテーション勤務、時差出勤等の更なる推進をお願いします。また、職場における健康管理を改めて徹底いただくほか、「不要不急の人混みの多い場所への外出」は避けるとともに、「大人数での会食」は控えるよう、お願いします。
2. 改めて、感染リスクが高まるとされる5つの場面についての注意喚起や「冬でも窓を開け換気」、「マスクの着用と手洗い・手指消毒」「熱がなくても、せきなどの症状があれば外出を控え、仕事を休む」、の3つの取組みの基本的感染防止対策の徹底をお願いします。
3. 市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続きのオンライン申請の積極的活用をお願いします。
4. 感染リスクの高い飲食の場面において、効果的な感染防止対策として実施される飲食店等に対する営業時間短縮要請に、ご理解・ご協力をお願いします。



【担当】建設局防災課 三島
電 話 078-595-6353
F A X 078-595-6349